## 地域相談支援にあたる相談支援専門員の要件について

根拠: 平成24年3月30日付厚生労働省告示 第226号

## 1. 相談支援専門員になるためには

相談支援従事者 初任者研修(5日間)を修了



相談支援従事者 現任研修(3日間)を修了 (注1)



下表A~Eいずれかの 条件を満たす実務経験



相談支援専門員

注1 相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年以上経過している者に限り、必要となる。

## 2. 相談支援専門員の実務経験

業務内容		対象となる事業・施設等の従事者	必要な経験年数
相談支援 業務 第等	Α	平成18年10月1日において以下①②に掲げる事業・施設等のいずれかに従事していた者 ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ② 精神障害者地域生活支援センター	平成18年9月30日までに 通算3年以上
	В	以下①~⑤に掲げる事業・施設等のいずれかに従事している者  ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ② 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場 ③ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 ④ 保険医療機関 ⑤ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ⑥ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事していた者	通算5年以上
	С	社会福祉主事任用資格者等(注2)であって、以下①~③に掲げる事業・施設等のいずれかに従事している者 ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所② 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、③ 保険医療機関、保険薬局、健康保険法に基づく指定訪問看護事業所 注2 社会福祉士、保育士、児童指導員、精神障害者社会復帰指導員等をいう。	通算5年以上
	D	社会福祉主事任用資格者等でない者で、Cに掲げる事業・施設等のいずれかに従事している者	通算10年以上
その他	Е	a・b両方の実務経験を有する者	
		a 上記B~Dの業務に従事している者	通算3年以上
		以下の資格のいずれかを有する者で、当該資格に係る業務に従事している者 b 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	通算5年以上